

# 義援金に関する税務上の取扱いFAQ

平成 28 年 4 月  
国 税 庁

平成 28 年 4 月の熊本地震により被害を受けられた方を支援するために、熊本県下や大分県下の災害対策本部等に義援金や寄附金（以下「義援金」といいます。）を支払った場合の税務上の取扱いや、募金団体に対して支払う義援金が国等に対する寄附金（特定寄附金）として取り扱われるための確認手続等につきまして、照会の多い事例を取りまとめましたので、参考としてください。

## ◆◆ 問合せ先に関するご案内 ◆◆

義援金に関する税務上の取扱いFAQに関するお問い合わせは、義援金を支払う方や義援金の募集を行う募金団体の**最寄りの税務署**にお電話いただくようお願いします。

一般的なご質問については、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

また、個別のご相談については、番号「2」を選択して、ご相談ください。税務署窓口での相談は事前予約制となっていますので、窓口でのご相談を希望される場合は、番号「2」を選択の上、相談日時等のご予約をお願いします。

なお、現在、熊本国税局では、電話がつながりにくい状況となっておりますので、ご了承くださいますようお願いします。

## 《 目 次 》

### I 寄附をした個人・法人の課税関係

- [Q 1] 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 3
- [Q 2] 日本赤十字社の「平成 28 年熊本地震災害義援金」口座に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 3
- [Q 3] 被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っている NPO 法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 4
- [Q 4] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に対して支払いたいのですが、その場合、当団体に寄附した個人、法人の税務上の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 6
- [Q 5] この度の地震災害で被災された得意先に対して、法人が災害見舞金を支払った場合、支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金の額に算入されないのでしょうか。 . . . . . 6
- [Q 6] 法人が、自社製品等を被災者に提供する場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。 . . . . . 7

## II 義援金を募集する募金団体の確認手続

[Q 7] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を預かり、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に対して支払います。預かった義援金が、「国等に対する寄附金」に該当することについて税務署の確認を受けた場合、当団体に寄附をした個人、法人に対して発行する預り証には何を記載すべきでしょうか。 . . . . . 7

[Q 8] 募金団体の確認手続を定めた事務運営指針によれば、税務署では、「募集した義援金等の受付の専用口座等」を確認することになっていますが、専用口座は必ず設置しなければいけませんか。 . . . . . 8

[Q 9] 義援金の募集を行うに当たり、受付専用口座を開設し、寄附者に対してはその口座に振り込んでもらうようお願いしました。受付専用口座への振込の場合、寄附者には振込票の控えが残ることになりますが、寄附者が税制上の優遇措置を受けるに当たり、別途預り証を発行する必要はありますか。 . . . . . 8

[Q10] 当団体は、関係する個人、法人から義援金を集め、これを取りまとめた上で、一括して地方公共団体に拠出する予定です。また、被災地のことを考え、少しでも早く義援金を拠出したいと考えています。

募金団体として募集する義援金が「国等に対する寄附金」に該当するかどうかについて、税務署で確認を受けようと思っていますが、この確認は、集めた義援金を地方公共団体に拠出した後でもよいでしょうか。 . . . . . 9

## III その他

[Q11] 確定申告を行うに当たり、寄附したことを証する書類が必要になると思いますが、どのような書類を用意しておけばよいですか。 . . . . . 10

[Q12] Q 1～Q 4のように、個人が寄附金を支払った場合の寄附金控除等の額は、どのように計算するのでしょうか。 . . . . . 11

[Q13] 当社は、義援金を広く一般から募集するためにホームページで義援金を募り、集めた義援金を取りまとめた上で、地方公共団体に対して支払う予定ですが、当社が、義援金を寄附した者に対して発行する預り証（受取書）には、収入印紙を貼付する必要はありますか。 . . . 12



[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

所得税基本通達 78-5

法人税法第 37 条第 3 項、第 4 項

法人税法施行令第 77 条、第 77 条の 2

法人税基本通達 9-4-6



### 【被災地域の救援活動等を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合】

[Q 3] 被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っているNPO法人に対して義援金を支払った場合、税務上の取扱いはどのようになりますか。

[A]

お尋ねのNPO法人が「認定NPO法人等」であり、支払った義援金はその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、その義援金は「認定NPO法人等に対する寄附金」に該当します。

(注) 認定NPO法人等とは、特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいいます。

(個人の方が義援金を支払った場合)

個人の方が、「認定NPO法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、寄附金控除(所得控除)又は寄附金特別控除(税額控除)の対象となります(選択適用)。これらの控除の詳細につきましてはQ12をご覧ください。

(法人が義援金を支払った場合)

法人が、「認定NPO法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金の額に算入されます。

また、認定NPO法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合(注)には、次に掲げるような支払先の区分に応じて、税務上の取扱いが異なります。

支払先の区分や支払った義援金の税務上の取扱いにつきましては、直接支払先の法人等に確認してください。

(注)「国等に対する寄附金」及び「指定寄附金」に該当するものを支払った場合を除きます。

▽ 認定NPO法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例

支払先の区分	個人の方の取扱い（所得税）	法人の取扱い（法人税）
公益社団法人・公益財団法人の場合（その法人の主たる目的である業務に関連するものに限ります。）	寄附金控除の対象となります（支払先が一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人である場合には、寄附金特別控除（税額控除）との選択適用が可能です。）。	特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。
NPO法人（認定NPO法人等でないもの）、職場の有志で組織した団体など的人格のない社団等の場合	寄附金控除等の対象となりません。	一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できます。

※ 募金を取りまとめる団体（募金団体）を通じて、地方公共団体等へ義援金を支払う場合には、Q4をご覧ください。

※ 「特定公益増進法人に対する寄附金」の特別損金算入限度額など、寄附金を支払ったときの税務上の取扱いについて、詳しくは、暮らしの税情報「寄附金を支出したとき」をご覧ください。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

所得税法施行令第217条

法人税法第37条第1項、第3項、第4項

法人税法施行令第77条、第77条の2

租税特別措置法第41条の18の2、第41条の18の3、第66条の11の2第2項

特定非営利活動促進法第70条第1項







[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

法人税法第 37 条第 3 項



### 【募金団体が募金を受け付ける専用口座】

[Q 8] 募金団体の確認手続を定めた事務運営指針によれば、税務署では、「募集した義援金等の受付の専用口座等」を確認することになっていますが、専用口座は必ず設置しなければいけませんか。

[A]

寄附者から預かった義援金が、最終的に国、地方公共団体へ拠出されることが明らかであるかどうかを判断する一つ的手段として、義援金の受付専用口座を確認することとしています。受付専用口座で預かった義援金の総額をそのまま国、地方公共団体へ拠出することとしている場合には、募金団体が保有する固有の現預金と混同することがありませんから、最終的に国、地方公共団体へ拠出されることが確認されることとなります。

もっとも、義援金の受付専用口座を設置しない場合であっても、募金団体が保有する固有の現預金と寄附者から預かった義援金が経理上明確に区分され、寄附者から預かった義援金が最終的に国、地方公共団体へ拠出されることが明らかにされれば、税務署の確認を受けることができます。

[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

法人税法第 37 条第 3 項



### 【専用口座を設置している場合の預り証の発行の省略】

[Q 9] 義援金の募集を行うに当たり、受付専用口座を開設し、寄附者に対してはその口座に振り込んでもらうようお願いしました。受付専用口座への振込の場合、寄附者には振込票の控えが残ることになりますが、寄附者が税制上の優遇措置を受けるに当たり、別途預り証を発行する必要はありますか。

[A]

義援金の受付専用口座を設けない場合には、寄附者が義援金を募金団体の口座に振り込んだというだけでは、その義援金が国、地方公共団体へ拠出されることが明らかではありません。したがって、この場合には、寄附者から預かった義援金を国、地方公共団体へ拠出することを明記した預り証を寄附者に対して発行することが必要となります。

他方、義援金の受付専用口座が設けられている場合には、その口座に振り込まれたという





[関係法令通達等]

所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項

所得税基本通達 78-5

法人税法第 37 条第 3 項

法人税基本通達 9-4-6



### Ⅲ その他

#### 【寄附したことを証する書類】

[Q11] 確定申告を行うに当たり、寄附したことを証する書類が必要になると思いますが、どのような書類を用意しておけばよいですか。

[A]

例えば、次の書類が寄附したことを証する書類に該当します。

- ① 熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領証
- ② 募金団体の預り証
- ③ 郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りませう。）
- ④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限りませう。）

※ ③、④の場合、個人の寄附者が確定申告をする際には、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）や銀行振込で支払った場合の振込票の控えと併せて、確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示してください。法人の寄附者につきましては、書類として保存しておいてください。

[関係法令通達等]

所得税法施行令第 262 条第 1 項

所得税法施行規則第 47 条の 2 第 3 項

法人税法第 37 条第 9 項



## 【寄附金控除の額について】

[Q12] Q1～Q4のように、個人が寄附金を支払った場合の寄附金控除等の額は、どのように計算するのでしょうか。

[A]

### (1) 寄附金控除（所得控除）

個人の方が義援金を寄附した場合には、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。

寄附金控除の額は、次の算式によって計算します。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した特定寄} \\ \text{附金の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

### (2) 寄附金特別控除（税額控除）

個人の方が、認定NPO法人等又は一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金を支出した場合には、上記(1)の寄附金控除に代えて、寄附金特別控除の適用を受けることができます。

寄附金特別控除の額は、次の算式によって計算します。

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した認定NPO法人} \\ \text{等に対する寄附金の額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \text{認定NPO法人等} \\ \text{寄附金特別控除}$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年中に支出した公益社団法人等} \\ \text{に対する寄附金の額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金特別控除}$$

(注) 上記寄附金の額及びその他の特定寄附金の額の合計金額は所得金額の40%相当額が限度です。

また、上記寄附金特別控除の合計額はその年分の所得税額の25%相当額が限度です。

※ 寄附金を支払った場合の税務上の取扱いについて、詳しくは、暮らしの税情報「寄附金を支出したとき」をご覧ください。

[関係法令通達等]

所得税法第78条第1項、第2項

租税特別措置法第41条の18の2、第41条の18の3



